

京都市上下水道局訓令甲第6号

京都市上下水道局企画推進主任等設置要綱の一部を改正する要綱を公布する。

平成16年4月7日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局企画推進主任等設置要綱の一部を改正する要綱

京都市上下水道局企画推進主任等設置要綱の一部を次のように改める。

題名を次のように改める。

京都市上下水道局政策推進主任等設置要綱

第1条中「企画」を「政策」に改める。

第2条第1項中「企画推進主任」を「政策推進主任」に改め、同条第2項中「企画推進副主任」を「政策推進副主任」に、「企画推進主任」を「政策推進主任」に改める。

第3条を次のように改める。

(会議への出席)

第3条 管理者又は政策推進主任は、総合企画局長から京都市政策推進主任等設置規程第4条第2項の規定に基づく会議に上下水道局の職員を出席するよう求められたとき、当該政策に係る職員を出席させることができる。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。